

吉川市成年後見制度利用促進基本計画について

高齢者の権利擁護については、平成28年、国において「成年後見制度の利用促進に関する法律」が定められ、第1期利用促進基本計画（平成29年度～令和3年度）が策定されました。

この計画の中で、各自治体においても成年後見制度利用促進基本計画を定めるよう努めることが明記されましたが、本市においては地域福祉計画や高齢者福祉計画等において、高齢者の権利擁護に関する内容には触れているものの、成年後見制度利用促進基本計画としての位置付けはされておりません。

団塊の世代も高齢化が進み、権利擁護においてより一層の支援が求められることから、国の第2期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年度～令和8年度）では、運用改善を求める文言が加わり、相談窓口や地域連携ネットワークの整備・利用促進基本計画の施策を進め、さらなる推進を図ることとなっております。

つきましては、令和5年度に策定する第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）において、高齢者の権利擁護に関する施策を進めていくために必要な成年後見制度利用促進基本計画としての内容を加えていきたいと考えております。

《 国 》 第1期成年後見制度利用促進基本計画（一部抜粋）

- ・各自治体で利用促進計画を定めるよう努める。
- ・適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備に努める。

など

《 国 》 第2期成年後見制度利用促進基本計画（一部抜粋）

- ・令和6年度までに市町村による利用促進基本計画の策定すること。
- ・令和6年度までに地域連携ネットワーク（中核機関）を整備すること。

など

吉川市

第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中に高齢者の権利擁護に関する施策を進めていくために必要な内容を加えていきたいと考えております。

※成年後見制度とは

認知症や障がいなどによって判断能力の不十分な人のために、権利擁護制度の利用を促進し、地域で財産管理や介護保険サービスの利用、入院・入所等の契約などについて、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで法律的に援助する制度です。

厚生労働省 第二期成年後見制度利用促進基本計画（P59～60 抜粋）

（４）地方公共団体による行政計画等の策定

① 基本方針

- ・権利擁護支援を必要とする人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、各地域では、「包括的」かつ「多層的」な地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。
- ・地域連携ネットワークの機能は、多様な分野・主体の参画と連携・協力によって効果的に機能するものであり、そのための体制を整備して、持続可能な運営をしていくためには、段階的・計画的に取組を進めることが重要である。
- ・第二期計画では、地域連携ネットワークに求められる機能や機能を強化するための取組等を「3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」で示した。地域連携ネットワークづくりの主体である市町村・都道府県は、地域の実情を踏まえた上で、この内容に段階的・計画的に取り組むための方針（以下「取組方針」という。）を示す必要がある。なお、既に取組方針を策定している場合には、方針改定の際に、第二期計画の趣旨を盛り込むことが求められる。

② 市町村による行政計画の策定

ア 市町村計画に盛り込むことが望ましい内容

市町村は、促進法第14条第1項に基づき、取組方針として、市町村計画を定めるものとする。市町村計画では、第二期計画を踏まえ、以下の内容を含めた目的と目標を掲げることが望ましい。

- ・目的として、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること。
- ・目標として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること、また、市町村計画では、地域連携ネットワークが多様な分野・主体の参画と連携・協力の下で持続可能な形で運営されるよう、以下に掲げる方針を盛り込むことが望ましい。
- ・中核機関及び協議会の整備・運営の方針
- ・地域連携ネットワークの支援機能（3（2）を参照）の段階的・計画的な整備方針
- ・地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（3（3）を参照）の推進の方針
- ・市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針

イ 具体的な策定方法等

- ・市町村計画の策定は、多様な分野・主体の連携・協力を進める観点から、地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定する方法、権利擁護支援に焦点を当てるため単体の計画として策定する方法などが考えられる。
- ・中核機関の整備を複数の市町村が共同で取り組んでいる場合には、各市町村の計画に中核機関の整備・運営などの全体方針を示し、中核機関の事業計画等に具体的な取組方針を記載する方法なども考えられる。
- ・市町村計画の策定後は、地域連携ネットワークの日々の取組の中で実態を把握し、事業の改善や施策の立案等につなげることが重要である。このような取組を着実に行うため、協議会などにおいて、計画で定めた取組の進行管理を行うことも考えられる。
- ・計画を実効性のあるものとするため、地域連携ネットワークで「運用・監督」機能を担う家庭裁判所には、市町村計画等の方針を検討する協議の場に参加するなど積極的な協力が期待される。

ウ 留意事項

- ・市町村は、協議会等を通じて、計画に当事者の声を反映することが重要である。また、関係者の連携・協力の下で権利擁護支援に取り組むことができるよう、中核機関や専門職団体、当事者団体、関係行政機関、家庭裁判所などと、地域連携ネットワークづくりの目的を確認し、検討のプロセス等の中で相互理解を深めていくことも重要である。
- ・なお、地域連携ネットワークづくりは段階的・計画的に進めるものであり、計画が策定されていることが重要である。このため、計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどから早期に着手する必要がある。

第8期 吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（現行計画）P48 抜粋

（7）高齢者の権利擁護 『重点テーマ3』

①成年後見制度の普及啓発

認知症などにより判断能力が充分でない高齢者などの権利や財産、暮らしを守る成年後見制度の周知を行います。

②権利擁護支援の体制整備【新規】

今後、成年後見制度を利用する高齢者の増加が見込まれることから、法人後見人や市民後見人の育成に取り組みます。

③成年後見制度の利用に関する助成制度の実施

申立て費用や後見人報酬を負担することが困難な場合に費用を助成する事業を実施します。